

LS21

受験番号

2011 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 憲法

(60分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

自動販売機による図書販売を業とする Y1 会社および同会社取締役 Y2 は、A 県の 2 カ所の自販機に、A 県知事があらかじめ指定した有害図書に該当するとされる雑誌等を 5 回にわたり収納したことについて、下記条例 8 条、21 条に該当するとして起訴された。

### < A 県青少年保護育成条例 >

第 6 条 知事は、図書、がん具その他これらに類する物（以下「図書等」と総称する。）の内容、形状、構造、機能等が著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を有害図書等として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により指定すべき図書のうち、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらの写真を掲載する紙面が編集紙面の過半を占めると認められる刊行物については、前項の指定に代えて、当該写真の内容を、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定することができる。

第 8 条 自動販売機業者は、有害指定図書等を自動販売機に収納してはならない。

第 21 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

五 第 8 条の規定に違反した者

### < A 県青少年保護育成条例施行規則 >

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の規定による写真の内容は、次の各号に掲げるもので別に定めるものとする。

- 一 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態
- 二 性交又はこれに類する性行為

### 〔設問 1〕

憲法 94 条は、「地方公共団体は、……法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めており、条例が国の法令に違反する場合、その条例は効力を有しない。それでは、条例が国の法令に違反するかどうかは、どのように判断されるのか。判例に即して説明しなさい。

### 〔設問 2〕

- (1) 憲法 21 条 2 項にいう「検閲」の意義について、判例に即して説明しなさい。
- (2) 本件規制は「検閲」に該当するか、述べなさい。

### 〔設問 3〕

- (1) 表現の自由を規制する法令の文言は不明確であってはならないとされるが、その理由はどこにあるか、答えなさい。
- (2) 表現の自由を規制する法令の文言があいまい不明確の故に憲法に違反するかどうかは、どのような基準で判断するのか、判例に即して答えなさい。
- (3) 本件条例は、明確性の要請を満たしているか、述べなさい。

### 〔設問 4〕

A 県青少年保護育成条例第 8 条は、憲法に違反しないが、違憲の立場の主張を想定しつつ、あなたの考えを述べなさい。